

湖北地域勤労者互助会広報紙・ホームページバナー広告掲載実施要領

第1条 湖北地域勤労者互助会（以下「互助会」という。）が作成する広報紙「すくらむ」及びホームページへの有料広告掲載について、必要な事項を定める。

第2条 掲載できる広告については、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年2月13日告示第18号）第3条に準拠する。

第3条 広告の掲載位置は、互助会が指定する。

第4条 掲載する広告は、次の通りとする。

		規 格 等
広報紙 すくらむ		1 枠：縦 4.5 cm × 横 9.0 cm 2 色刷り
ホームページ	上部スライドバナー	1 枠：縦 260 ピクセル×横 852 ピクセル PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式
	サイドバナー	1 枠：縦 176 ピクセル×横 600 ピクセル PNG 形式、JPEG 形式、GIF 形式（アニメ GIF 可）

第5条 広告を掲載する枠数は、1 事業所 2 枠以内とする。

2 広告の掲載期間は、1 か月単位とし、最長 1 年間とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 広告掲載期間中に、ホームページバナー広告において、互助会のサーバ等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ次の通り掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する期間
3 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

第6条 広告掲載の募集は、随時行う。

2 広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、申請順とする。

第7条 広告掲載を希望する者は、広報紙・ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、会長に申込みものとする。

第8条 掲載料は、1 枠につき次の通りの金額とし、掲載確定後互助会の指定する期日まで

に支払うものとする。

種 類		広告主	料金（1回/1か月）
広報紙 すくらむ		互助会会員事業所	3,000円
		会員以外の事業所	6,000円
ホームページ	上部スライドバナー	互助会会員事業所	10,000円
		会員以外の事業所	20,000円
	サイドバナー	互助会会員事業所	5,000円
		会員以外の事業所	10,000円

第9条 広告のデザイン及び内容などは、互助会広報紙及びホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告の内容に関する責任は広告主が追うものとする。

3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

4 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

第10条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

湖北地域勤労者互助会長 あて

湖北地域勤労者互助会広報紙・ホームページバナー広告掲載実施要領第7条の規定に基づき、広告の原稿を添えて以下のとおり申込みます。

広告掲載申込者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
	代 表 者 職 氏 名		㊟
	担 当 者 氏 名		
	連 絡 先	電 話	
		F A X	
		e-mail	
業 種			
掲 載 を 希 望 す る 媒 体 (○で囲んでください。)	1 広報紙すくらむ (年 月号から 年 月号まで) 2 ホームページ (年 月 日から 年 月 日まで) 3 その他 ()		
掲 載 希 望 枠 数	枠		
リ ン ク 先 U R L (ホームページ掲載の場合)			
広 告 の 内 容 (別紙添付可)			
そ の 他	1 申込みに当たっては、湖北地域勤労者互助会広報紙・ホームページバナー広告掲載実施要領の内容を遵守します。 2 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことを確認します。 3 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）の理念に則り、湖北地域勤労者互助会が必要とする場合には、長浜警察署、木之本警察署及び米原警察署に照会することに同意します。		

長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年2月13日告示第18号）（抜粋）

（掲載の範囲）

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるもの
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- （3）たばこ
- （4）債権取立、示談引受などをうたったもの（適法に業として行うものを除く。）
- （5）興信所・探偵事務所等
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条で、暴力団と規定されるもの
- （7）市税を滞納しているもの
- （8）各種法令等に違反しているもの
- （9）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （10）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

2 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- （1）人権侵害又は名誉毀損のおそれがあるもの
- （2）虚偽又は誇大な表現により、誤認を招くおそれのあるもの
- （3）政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告（本市と誘致協定を締結した企業で、新たに事業所を設置する場合を除く。）その他これらに類するもの
- （4）法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- （5）非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- （6）占い、運勢判断に関するもの
- （7）情報の真偽又は出所が明確でないもの
- （8）射幸心を著しくあおるもの
- （9）公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- （10）国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているものと誤解を招くおそれのあるもの
- （11）各種法令等に違反するもの
- （12）その他市長が掲載することが適当でないと認めるもの

3 前2項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年2月13日告示第18号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、長浜市が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（掲載物）

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）長浜市広報紙
- （2）長浜市ホームページ
- （3）その他市長が広告掲載を認めるもの

（掲載の範囲）

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるもの
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- （3）たばこ
- （4）債権取立、示談引受などをうたったもの（適法に業として行うものを除く。）
- （5）興信所・探偵事務所等
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条で、暴力団と規定されるもの
- （7）市税を滞納しているもの
- （8）各種法令等に違反しているもの
- （9）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （10）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

2 掲載できる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- （1）人権侵害又は名誉毀損のおそれがあるもの
- （2）虚偽又は誇大な表現により、誤認を招くおそれのあるもの
- （3）政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告（本市と誘致協定を締結した企業で、新たに事業所を設置する場合を除く。）その他これらに類するもの
- （4）法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- （5）非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- （6）占い、運勢判断に関するもの

- (7) 情報の真偽又は出所が明確でないもの
- (8) 射幸心を著しくおこすもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (10) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (11) 各種法令等に違反するもの
- (12) その他市長が掲載することが適当でないと認めるもの

3 前2項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

(広告の掲載順序)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 法人その他の団体（前号を除く。）及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第6条 市長は、長浜市広報紙等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、市長は、第4条に該当する者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があったときは、次条に規定する長浜市広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期

日までに掲載しようとする広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(委員会)

第9条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、長浜市広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の者をもって組織する。

職名	充てる職員
委員長	総務課長
副委員長	市民広報室長
委員	人権施策推進課人権啓発グループリーダー
委員	環境保全課生活環境グループリーダー
委員	商工振興課商工労政グループリーダー

3 委員会の事務局は、総務部財政課に置く。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告の掲載希望の申込みがあったときに委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

7 委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(会議結果等の報告)

第11条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(4) 広告媒体の編集・発行上支障がある場合

(広告掲載料の還付)

第 15 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。